

# 東京都北区特別職報酬等審議会資料

令和8年5月27日

各種資料	<p><b>【資料1】</b> 選挙管理委員会委員の報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1-1 月額・日額報酬併用試算（年額） 1頁</li><li>1-2 渋谷区選挙管理委員報酬 調査結果 3頁</li><li>1-3 京都市の選挙管理委員報酬の変更 4頁</li></ul> <p><b>【資料2】</b> 区長の退職手当について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2-1 各区の報酬改定状況 5頁</li><li>2-2 報酬改定を反映した各区長の退職金一覧 6頁</li><li>2-3 報酬改定を反映した特別職の退職金比較 7頁</li><li>2-4 中小企業の役員退職金について 8頁</li></ul>
前回の 諮問及び 答申等	<p><b>【資料3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>3-1 令和7年12月12日 諮問 9頁</li><li>3-2 令和7年12月12日 審議会議事録要旨 10頁</li><li>3-3 令和7年12月12日 答申 15頁</li></ul>
関係条例	<p><b>【資料4】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>4-1 東京都北区特別職報酬等審議会条例 20頁</li><li>4-2 東京都北区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例 22頁</li><li>4-3 東京都北区長等の退職手当に関する条例 24頁</li><li>4-4 東京都北区長の退職手当の特例に関する条例 26頁</li></ul>

# 月額・日額報酬併用試算（年額）

資料 1 - 1

		月額	日額	年間平均勤務日数	年間報酬額	現在の報酬額との差額（年額）	比較
日額①	選挙管理委員長	147,000円	20,600円	44日	2,670,400円	-857,600円	76%
	選挙管理委員	122,500円	18,500円	37日	2,154,500円	-785,500円	73%
日額②	選挙管理委員長	147,000円	25,750円	44日	2,897,000円	-631,000円	82%
	選挙管理委員	122,500円	23,130円	37日	2,325,810円	-614,190円	79%
日額③	選挙管理委員長	147,000円	30,900円	44日	3,123,600円	-404,400円	89%
	選挙管理委員	122,500円	27,750円	37日	2,496,750円	-443,250円	85%

数字			根拠
月額	選挙管理委員長	147,000円	現在の月額報酬294,000円の半額。
	選挙管理委員	122,500円	現在の月額報酬245,000円の半額。
日額①	選挙管理委員長	20,600円	「東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」の会長（20,600円）と同額
	選挙管理委員	18,500円	同条例の学識経験者委員（18,500円）と同額
日額②	選挙管理委員長	25,750円	同条例の会長（20,600円）の1.25倍
	選挙管理委員	23,130円	同条例の学識経験者委員（18,500円）の1.25倍
日額③	選挙管理委員長	30,900円	同条例の会長（20,600円）の1.5倍
	選挙管理委員	27,750円	同条例の学識経験者委員（18,500円）の1.5倍

## 【現在の報酬額】

選挙管理委員長		選挙管理委員	
年額	3,528,000	年額	2,940,000
月額	294,000	月額	245,000

◀ 選挙管理委員報酬試算（月額と日額の併用）【令和6年度勤務日数の場合】 ▶ **直近3年間では活動日数が一番多い年度**

		月額	日額	R6年度 勤務日数	年間報酬額	現在の報酬額との 差額（年額）	比較
日額①	選挙管理委員長	147,000円	20,600円	53日	2,855,800円	-672,200円	81%
	選挙管理委員	122,500円	18,500円	47日	2,339,500円	-600,500円	80%
日額②	選挙管理委員長	147,000円	25,750円	53日	3,128,750円	-399,250円	89%
	選挙管理委員	122,500円	23,130円	47日	2,557,110円	-382,890円	87%
日額③	選挙管理委員長	147,000円	30,900円	53日	3,401,700円	-126,300円	96%
	選挙管理委員	122,500円	27,750円	47日	2,774,250円	-165,750円	94%

◀ 選挙管理委員報酬試算（月額と日額の併用）【R7渋谷区と同じ勤務日数の場合】 ▶

		月額	日額	渋谷区と 同じ日数	年間報酬額	現在の報酬額との 差額（年額）	比較
日額①	選挙管理委員長	147,000円	20,600円	61日	3,020,600円	-507,400円	86%
	選挙管理委員	122,500円	18,500円	38日	2,173,000円	-767,000円	74%
日額②	選挙管理委員長	147,000円	25,750円	61日	3,334,750円	-193,250円	95%
	選挙管理委員	122,500円	23,130円	38日	2,348,940円	-591,060円	80%
日額③	選挙管理委員長	147,000円	30,900円	61日	3,648,900円	120,900円	103%
	選挙管理委員	122,500円	27,750円	38日	2,524,500円	-415,500円	86%

【現在の報酬月額】

選挙管理委員長		選挙管理委員	
年額	3,528,000	年額	2,940,000
月額	294,000	月額	245,000

# 渋谷区選挙管理委員報酬 調査結果

資料 1 - 2

区役所名と所属を入力してください。
渋谷区役所 総務部 総務課
問1 選挙管理委員会委員の報酬支払形態について教えてください。
③ 月額・日額併用
問2 委員長と委員の日額（又は月額・日額）をそれぞれ教えてください。
委員長 月額15万円 日額2万5,000円 副委員長 月額15万円 日額2万5,000円 委員 月額14万円 日額2万5,000円

問3【委員長】直近一年の各月の支払い実績額を教えてください。 問3【副委員長】直近一年の各月の支払い実績額を教えてください。

	実績額	日額金額	日数		実績額	日額金額	日数
4月	175,000	25,000	1.0	4月	175,000	25,000	1.0
5月	300,000	150,000	6.0	5月	225,000	75,000	3.0
6月	250,000	100,000	4.0	6月	250,000	100,000	4.0
7月	400,000	250,000	10.0	7月	300,000	150,000	6.0
8月	250,000	100,000	4.0	8月	225,000	75,000	3.0
9月	175,000	25,000	1.0	9月	175,000	25,000	1.0
10月	325,000	175,000	7.0	10月	225,000	75,000	3.0
11月	300,000	150,000	6.0	11月	275,000	125,000	5.0
12月	325,000	175,000	7.0	12月	225,000	75,000	3.0
1月	275,000	125,000	5.0	1月	225,000	75,000	3.0
2月	250,000	100,000	4.0	2月	200,000	50,000	2.0
3月	300,000	150,000	6.0	3月	225,000	75,000	3.0
合計	3,325,000	1,525,000	61.0	合計	2,725,000	925,000	37.0

問4 【委員】直近一年の各月の支払い実績額を教えてください。			
※2名分合算	実績額	日額	日数
4月	405,000	125,000	5.0
5月	480,000	200,000	8.0
6月	430,000	150,000	6.0
7月	555,000	275,000	11.0
8月	430,000	150,000	6.0
9月	330,000	50,000	2.0
10月	430,000	150,000	6.0
11月	530,000	250,000	10.0
12月	430,000	150,000	6.0
1月	405,000	125,000	5.0
2月	380,000	100,000	4.0
3月	430,000	150,000	6.0
合計	5,235,000	1,875,000	75.0

※1名あたり 2,617,500円（年額）

## 京都市の選挙管理委員報酬の変更について

### 1. 経緯

令和 6 年 12 月京都市会の議決（行政委員の報酬のあり方に関する検証及び措置を求める議決）を受け、「京都市行政委員の報酬のあり方に関する検討委員会」が設置された。

- ・ 令和 7 年 8 月 18 日 市長から諮問を受ける
- ・ 令和 7 年 8 月～12 月にかけて、4 回の検討委員会を開催
- ・ 令和 8 年 1 月 6 日 答申

### 2. 改正内容

(改正前) 委員長 月額 300,000 円

委員 月額 270,000 円

(改正後) 委員長 月額 133,000 円

日額 18,000 円

委員 月額 120,000 円

日額 18,000 円

月額・日額併用を採用する旨の  
検討委員会答申

## 令和7年度（令和8年度）各区の報酬改定状況

		給料月額 R7引き上げ率 (%)	引上げ後給料月額 (地域手当含む)	期末手当 引上げ月数	期末手当 引上げ後支給月数
1	千代田区	3.7	1,354,000	0.05	4.25
2	中央区	3.26	1,346,240	0.05	3.80
3	港区	3.4	1,316,400	0.05	4.25
4	新宿区	3.8	1,414,760	0.05	3.35
5	文京区	3.8	1,318,500	0.05	3.65
6	台東区	3.4	1,332,800	0.05	4.15
7	墨田区	3.3	1,358,560	0.04	3.92
8	江東区	3.8	1,344,000	0.05	3.71
9	品川区	3.3	1,066,240	0.04	3.77
10	目黒区	3.4	1,324,800	0.05	3.85
11	大田区	3.4	1,353,296	0.04	4.03
12	世田谷区	3.3	1,315,920	0.05	4.15
13	渋谷区	3.3	1,299,648	0.05	4.15
14	中野区	3.3	1,306,300	0.04	3.98
15	杉並区	3.4	1,329,574	0.05	4.28
16	豊島区	3.3	1,299,360	0.05	4.25
17	北区	3.3	1,344,336	0.05	4.00
18	荒川区	3.4	1,327,200	0.04	4.14
19	板橋区	3.63	1,338,400	0.05	3.90
20	練馬区	3.4	1,333,584	0.05	3.60
21	足立区	改定なし	1,294,560	改定なし	2.99
22	葛飾区	3.4	1,314,880	0.04	3.96
23	江戸川区	3.6	1,356,452	0.05	3.93
	平均	3.45	1,321,296	0.047	3.91

この改定を踏まえた23区の順位は次ページにまとめています。

# 報酬改定を反映した各区長の退職金一覧

資料2-2

(令和8年4月1日現在)

順位	給与月額				期末手当(※)			年間支給総額		順位	退職手当		
	区名	給料月額	地域手当	支給額	区名	支給月数	支給額	区名	支給額		区名	支給率	支給額
1	新宿	1,252,000	13.0%	1,414,760	千代田	4.25	8,344,025	千代田	24,592,025	1	台東	6.00	28,560,000
2	墨田	1,213,000	12.0%	1,358,560	港	4.25	8,112,315	杉並	24,026,064	2	千代田	4.70	25,455,200
3	江戸川	1,200,400	13.0%	1,356,452	杉並	4.28	8,071,176	大田	24,001,453	3	江戸川	5.00	24,008,000
4	千代田	1,354,000	0.0%	1,354,000	台東	4.15	7,871,969	港	23,909,115	4	北	5.00	24,006,000
5	大田	1,208,300	12.0%	1,353,296	荒川	4.14	7,820,004	墨田	23,882,126	5	江東	5.00	24,000,000
6	中央	1,202,000	12.0%	1,346,240	豊島	4.25	7,777,211	台東	23,865,569	6	荒川	5.00	23,700,000
7	北	1,200,300	12.0%	1,344,336	大田	4.03	7,761,901	文京	23,865,569	7	港	4.49	23,642,544
8	江東	1,200,000	12.0%	1,344,000	世田谷	4.15	7,691,004	北	23,785,144	8	大田	4.75	22,957,700
9	板橋	1,195,000	12.0%	1,338,400	渋谷	4.15	7,676,162	荒川	23,746,404	9	新宿	4.37	21,884,960
10	練馬	1,190,700	12.0%	1,333,584	北	4.00	7,653,112	世田谷	23,482,044	10	板橋	4.50	21,510,000
11	台東	1,190,000	12.0%	1,332,800	墨田	3.92	7,579,406	中央	23,435,634	11	中央	4.40	21,155,200
12	杉並	1,161,200	14.5%	1,329,574	中野	3.98	7,538,657	豊島	23,369,531	12	葛飾	4.50	21,132,000
13	荒川	1,185,000	12.0%	1,327,200	葛飾	3.96	7,410,569	渋谷	23,271,938	13	杉並	4.50	20,901,600
14	目黒	1,104,000	20.0%	1,324,800	中央	3.80	7,280,754	江東	23,224,488	14	世田谷	4.76	20,879,264
15	文京	1,318,500	0.0%	1,318,500	目黒	3.85	7,183,176	中野	23,214,257	15	練馬	4.36	20,765,808
16	港	1,316,400	0.0%	1,316,400	江東	3.71	7,096,488	葛飾	23,189,129	16	文京	3.80	20,041,200
17	世田谷	1,096,600	20.0%	1,315,920	板橋	3.90	7,075,844	板橋	23,136,644	17	目黒	4.50	19,872,000
18	葛飾	1,174,000	12.0%	1,314,880	文京	3.65	6,978,161	目黒	23,080,776	18	豊島	4.50	19,490,400
19	中野	1,306,300	0.0%	1,306,300	練馬	3.60	6,832,712	練馬	22,835,720	19	足立	4.50	19,418,400
20	渋谷	1,160,400	12.0%	1,299,648	新宿	3.35	6,735,885	新宿	22,800,161	20	品川	4.80	18,278,400
21	豊島	1,082,800	20.0%	1,299,360	江戸川	3.93	6,161,740	江戸川	22,439,164	21	渋谷	3.70	17,173,920
22	足立	1,078,800	20.0%	1,294,560	品川	3.77	5,720,929	足立	20,986,004	22	墨田	3.40	16,496,800
23	品川	952,000	12.0%	1,066,240	足立	2.99	5,451,284	品川	18,515,809	23	中野	3.09	16,145,868
平均				1,321,296		3.92	7,296,717		23,158,903	平均		4.51	21,368,490

支給率変更 試算額

- ※ 期末手当は年額で記載。【基本給料+地域手当+職務加算(基本給料+地域手当の20%)+監督者加算(基本給料の25%)で算出】
- ※ 千代田区、港区、文京区、中野区は、地域手当なし
- ※ 同順位の場合は、市区町村コード順に表記。同順位の中に北区が含まれる場合は、北区以降を市区町村コード順に表記。
- ※ 北区は、平成19年1月1日から、区長等に支給される地域手当を当分の間12%に据え置くことを条例で定めている。
- ※ 品川区は、品川区長の給与の特例に関する条例に基づき、給与月額が2割減となっている。

令和7年4月現在

給与月額 7位 、 期末手当 10位 、 年間支給総額 7位 、 退職手当 3位

## R7報酬改定を反映した金額（区長・副区長・教育長・常勤監査比較）

（令和8年4月1日現在）

給 与 月 額				退 職 手 当			区長退職金試算	
役職	給料月額	地域 手当	支給額	役職	支給率	支給額	支給率変更	試算額
区長	1,200,300	12.0%	1,344,336	区長	5.00	24,006,000	4.50	21,605,400
副区長	961,400	12.0%	1,076,768	副区長	4.00	15,382,400	4.45	21,365,340
教育長	880,400	12.0%	986,048	教育長	3.00	7,923,600	4.40	21,125,280
常勤監査	664,400	12.0%	744,128	常勤監査	2.40	6,378,240	4.00	19,204,800

※教育長は3期分の額

試算の範囲であれば、副区長の退職手当と支給額が逆転することはない。

区長退職手当の支給率を3.20程度まで下げると、副区長退職手当の支給額と逆転してしまう。

## 中小企業の役員退職金について

### ● 役位別役員退職金支給額

役位等		支給額	退職時年齢	通算役員在任期間	退職時報酬月額
会長 (17名)	平均値	4,820.6万円	73.2歳	28.8年	125.3万円
	最高値	14,000万円	88歳	50年	360万円
	最低値	1,209万円	55歳	7年	20万円
社長 (40名)	平均値	3,569.0万円	66.0歳	14.9年	119.4万円
	最高値	22,275万円	86歳	45年	400万円
	最低値	100万円	47歳	3年	50万円
副社長・専務 (16名)	平均値	2,441.0万円	67.8歳	14.5年	106.5万円
	最高値	8,000万円	76歳	41年	180万円
	最低値	445万円	60歳	6年	49万円
常務 (22名)	平均値	1,604.7万円	64.6歳	12.5年	88.4万円
	最高値	7,000万円	74歳	24年	160万円
	最低値	200万円	47歳	5年	42万円
取締役 (57名)	平均値	1,234.7万円	65.5歳	11.2年	81.0万円
	最高値	7,000万円	89歳	36年	400万円
	最低値	14万円	40歳	1年	10万円

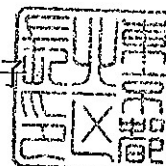
※ 「役員報酬・賞与・退職金」「各種手当」中小企業の支給相場 より引用

(写)

7北総総第3844号  
令和7年12月12日

東京都北区特別職報酬等審議会会長 殿

東京都北区長 山田 加奈子



## 東京都北区特別職報酬等の諮問について

東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、下記事項について貴会の意見を求めます。

## 記

- 1 東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額の適否について
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額の適否について
- 3 区長の退職手当の額の適否について

日時	令和7年12月12日(金)	時間	13:30~15:00
場所	北区役所 第一庁舎4階 第二委員会室	出席者	(委員) 9名 (事務局) 2名
議事名	東京都北区特別職報酬等審議会		
会議概要	<p>1. 各委員の紹介</p> <p>2. 会長及び会長職務代理選出</p> <p>3. 諮問(事務局より諮問書の読み上げ)</p> <p>1 東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額の適否について</p> <p>2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額の適否について</p> <p>3 区長の退職手当の額の適否について</p> <p>4. 審議</p> <p>事務局より、「東京都北区特別職報酬等審議会条例第7条」に定める定足数については、9名の委員の出席により会議が成立する旨報告</p> <p>(1) 本審議会運営について</p> <p>①本審議会の公開について</p> <p>原則、非公開とすることで、全委員の意見一致。</p> <p>②議事録の公開について</p> <p>議事録要旨を公開することで、全委員の意見一致。</p> <p>③審議会の運営方針について</p> <p>委員の意見が賛否別れた場合は多数決にて決定することで、全委員の意見一致。</p> <p>(2) 諮問について</p> <p>①議員報酬月額並びに区長・副区長・教育長及び常勤の監査委員の給与月額及び期末手当の改定について</p> <p><b>【事務局説明・提案】</b></p> <p>特別区人事委員会勧告の内容や、他区の状況等をふまえ、月例給は部長級(6級職)の改定率と同じ3.3%、期末手当は勧告通り0.05か月を引き上げる。</p> <p><b>【主な質疑や意見】</b></p> <p>(委員) 一般職の給料が上がれば、特別職も上げるのが通例であり、特別区人事委員会勧告に則り、事務局案の3.3%の引き上げ、また、物価上昇も3%程度という国の発表もあったことから、引き上げが妥当である。</p> <p>(委員) 23区の中で、北区の財政はどのような状況か。</p>		

(事務局) 今は詳細なデータを持ち合わせていないが、財政に余裕があるとは言えない状況である。今回は他区と比較しても一番低い引上率としている。

(委員) 民間企業でも利益の上がない企業では、役員報酬は上げていない。北区の財政状況が分からない状況で、23区との比較を言われても判断できない。

(委員) 23区は財源の均衡を図るため、財政調整制度が設けられている。

(委員) 月例給は、過去何十年もの積み重ねであり、今回は3.3%引き上げるが、他区よりやや低い引上率に抑えるということによろしいか。

(事務局) 試算では3.3%引き上げると、23区の平均額に近づく。  
また、財政状況の良し悪しではなく、ある程度23区で均衡を図ることも必要である。

(委員) 3.3%引き上げるのは、確かに物価が上昇しているが、民間企業の給料は上がっていないと報道でも言われている。また、国会議員の歳費を上げる等の話がニュースで流れるたび、マスコミから叩かれていた記憶がある。区民の方が、他区も引き上げるから北区も引き上げましたで納得いただけるかは疑問である。

(事務局) 物価高騰や様々なサービスの価格が上がっている中で、区長含め職員の業務水準を保つために、一定程度の引き上げは妥当と考える。

(委員) 給与が上がったら当然期末手当も上がる。0.05月(1/20ヵ月)位は上げないと働く意欲が出てこない。先日のニュースで国家公務員のボーナスが70万円という報道があったように、おそらく報道機関も景気が良くなるようにと動いているのではないか。

#### 【審議結果】

給与月額、期末手当ともに全委員の意見一致で提案とおりに決定。

施行は令和8年4月1日から確認。

②地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額の適否について

#### 【事務局説明】

まず、選挙管理委員の報酬についてやや割高という意見があり、前回の審議会において、月額を見直す提案をしたが、月額・日額併用制も検討してほしいとの意見があった。

月額・日額併用制の検討にあたっては、現状の月額報酬の半額を月額固定給とし、日額報酬については、北区の附属機関の委員報酬を参考に3パターンを試算した。

**【主な質疑や意見】**

(委員) 選挙管理委員会については、渋谷区が月額・日額併用制、千代田区と新宿区は日額制、北区が日額制ではなく月額・日額併用制とした理由は。

(事務局) 日額は、当日の会議出席への報酬という意味合いが強い。主な活動状況は、月3回程度の選挙管理委員会への出席があり、選挙活動をしてはいけないなどの制約を設けているため、月額部分のベースはあった方がよいとの、前回の審議会でのご意見も踏まえた試算である。

(委員) 政務活動費については、国では領収書がいらないと聞いているが、北区の対応は。

(事務局) 北区では、区議会事務局において領収書を確認、決裁しており、領収書のない支出があるようなことはなく、きちんと対応している。

(委員) 政務活動費は使い切らなかった場合は返金しているか。

(事務局) 70%しか使っていなければ、30%返還していただく。

**【審議結果】**

- ・選挙管理委員の報酬は、減額していく方向で全委員の意見一致。詳細は、次回以降の審議会で決定。
- ・政務活動費は、現状の水準を維持することで全委員の意見一致。

**③区長の退職手当の額の適否について**

**【事務局説明】**

前回の審議会で、区民及び区内企業アンケートを行うことを決定し、集計結果を説明。

**【主な質疑や意見】**

(委員) 諮問は、退職手当の額の適否についてだが、アンケート結果ではやや高いのではという結果が出ている。審議会としては、額の適否で言えば「高い」ということでさらに詳細な議論を行い、基本的には減額していく方向性でよろしいか。

(委員) アンケート結果は、区民の皆さんの気持ちで大事にしないといけない。また、北区の職員数は3,000人弱で、3,000人規模の会社の役員の退職金はどの位なのかというのは気になる。民間企業では、

かなりの退職金をもらっているはずですが、中小企業の場合だと 30 年 40 年務めた場合の退職金は 1,000 万円位かと思う。しかし、大企業だとその 10 倍 20 倍、アメリカの大企業の場合は、目が飛び出るくらいの金額をもらっている。しかし、区民の皆さま全員が大企業に勤めているわけではないと思うので、高いと思うのは当然である。

(事務局) 各区で退職手当にばらつきがあり、退職手当の計算式は同じだが、掛け合やす数値が違っている。また、民間企業の社長などでも同様の計算方法で、月額×功績率、それに年数をかけた計算式で退職金が支払われているケースが多い。

(委員) 退職手当の計算方法となるとまた難しい話になってくるが、基本的には減額する方向性ではどうか。しかしどんどん下げればよいという問題でもなく、それでは区長のなり手がなくなってしまうことも危惧され、北区にとってもあまりよろしい事ではない。退職手当の現状は 23 区と比較しても高いので引き下げる方向で検討するという事でよろしいか。

#### 【審議結果】

区長の退職手当は、減額していく方向で全委員の意見一致。  
詳細は、次回以降の審議会で決定。

#### その他

(委員) 教育委員と選挙管理委員の給与は同額だが、選挙管理委員の給与を減額するのであれば、教育委員の給与は見直さないのか。

(事務局) 選挙管理委員の給与の見直しは、活動状況を踏まえたもの。同じように教育委員の給与も減額してしまうと、活動状況に合わせた見直しにはならなくなってしまう。

(委員) 選挙管理委員の給与を一旦減額し、均衡を取ったうえで、また全体を見直していく議論はあるかもしれません。また、この議論は、選挙管理委員の給与は高いのではないかという町会・自治会からの意見が発端だったと思う。

(委員) 過去に、町会・自治会の関係者から、会議に出席した場合の報酬額を比べると、選挙管理委員の給与額は高いとの意見があった。

(委員) 選挙管理委員の定数は 4 人ですが、選挙管理委員の選出はどのように行っているのか。

(事務局) 選挙管理委員は区議会で決定しており、選出について区側には権限がありません。

5. 答申書（事務局にて答申書の作成、内容確認）

6. 答申

7. 事務連絡・閉会

次回審議会は、令和8年春頃の開催を予定。

(写)

令和7年12月12日

東京都北区長  
山田 加奈子 殿

東京都北区特別職報酬等審議会  
会長 大前 孝太郎



東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに  
区長、副区長及び教育長の給与の額等の適否について（答申）

令和7年12月12日付、7北総総第3844号で諮問を受けた標記の件に  
ついて、本審議会の意見は別紙のとおりです。

東京都北区特別職報酬等審議会委員

会 長 大 前 孝太郎

会長職務  
代理者 成 川 友 英

委 員 牛 村 福太郎

委 員 大 島 佳奈子

委 員 小 林 裕 之

委 員 齊 藤 正 美

委 員 鈴 木 啓 三

委 員 長谷川 伸 城

委 員 田 中 義 正

委 員 西 村 博 匡

委 員 碓 井 亘

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、令和7年12月12日、東京都北区長から以下の適否について諮問を受けた。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づく、東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額
- (2) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づく、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額
- (3) 区長の退職手当の額の適否

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもって、公正な立場から、特別職等の職責、他の特別区の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

## 2 結 論

### (1) 報酬等の額

令和7年10月14日、特別区人事委員会は一般職員の給与について、令和7年4月時点で、公民格差が14,860円(3.80%)であるとして、公民格差を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で月例給与の引上げを勧告した。

特別区人事委員会勧告を踏まえつつ、このたびの審議においては、まず議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給与については、それぞれその果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、特別区人事委員会勧告等の内容や社会経済情勢の動向、国や他自治体との均衡等を総合的に判断し、区民の理解と納得が得られるものでなければならないということを改めて確認した。

近年の改定の経緯を振り返ると、議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給与については、令和3年から令和5年は据置きとし、令和6年及び令和7年は特別区人事委員会勧告による一般職の給料措置と同程度の引上げを行っている。

これまで本審議会は、区長、副区長及び教育長についても、執行機関の最高責任者としての職責相応の年収が確保されるべきであることを答申してきたところである。

一方、これまで本審議会の答申では、「特別区人事委員会が一般職の給与に対して改定すべきとの勧告を行った場合には、特別職の報酬についても同様の対応を行うべきである」という趣旨の付言をしたところである。また、「23区において、一定程度均衡することが望ましいと考える」ともしている。

特別区人事委員会勧告の内容が、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給の月例給与を対象としていることから、本審議会は、特別職の報酬等の額について、一般職の部長級（給料表6級）の最高号給の改定率を参考に月額3.3%相当の引上げを行うことが妥当であるとの結論に至った。

また、常勤監査委員の給与月額についても、社会情勢等を鑑み議員報酬等と同様に、月額3.3%相当の引上げを行うことが妥当と考える。

## （2）期末手当の額

特別区人事委員会は、特別区職員の期末手当及び勤勉手当について、「民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引上げる」とする勧告を行った。

これまで本審議会は、一般職員の期末勤勉手当において改定があった場合、議員並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当についても同趣旨の対応を行うことが適当であるとの考えを示してきたところである。

したがって、「（1）報酬等の額」で示した考え方に準じて、議員並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、年間の支給月数を0.05月引上げることが適当である。

## （3）地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員の報酬及び政務活動費の額

地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員、いわゆる行政委員会委員の報酬については、委員の職責や他区との均衡等を総合的に勘案すると、現在の報酬額は妥当なものと判断した。

また、令和6年12月の本審議会において、他区等で日額制の導入事例がある選挙管理委員会の委員について、他の特別区を含む各地のあり方の調査研究を求め、令和7年7月及び今回の審議会において、北区での活動状況、他の特別区の状況、日額制や月額・日額併用制の試算額等を審議した。委員による活発な意見交換が行われたが、結論には至らなかったため、引

引き続き審議が必要であると判断し、次回審議会にてさらなる議論を行うこととした。

なお、結論に至り次第、最終答申を提出する予定である。

政務活動費については、議員の職責が増大し、その活動範囲が拡大しており、区民ニーズを的確に把握し、政策形成に反映させる必要性などから、これまでの本審議会答申同様、当面は、現在の水準に妥当性があるものと判断した。

#### (4) 区長の退職手当の額の適否

区長の退職手当については、令和7年7月に本審議会を開催し、区民等へのアンケート調査内容を検討したうえで、10月にアンケート調査を実施し、今回の審議会においてアンケート調査結果や、他自治体の状況等を審議した。委員からは退職手当の額だけでなく、退職手当の性質や支払方法等について幅広い意見がでたものの、結論には至らなかったため、区長の退職手当についても、引き続き審議が必要であると判断し、次回審議会にてさらなる議論を行うこととした。

なお、結論に至り次第、最終答申を提出する予定である。

#### (5) 改定の実施時期等

改定の実施時期については、従来の実施時期等を考慮して、令和8年4月1日から実施することが適当である。

また、我が国の社会経済情勢をはじめ、北区を取り巻く環境の急激な変化や、他の特別区との不均衡など、特別職の報酬等についての状況に大きな変化・変動が生じたときには、本審議会を開催し、検討を実施すべきである。

原材料価格等に起因する物価高騰により、区民の生活は大きな影響を受け続けている。

引き続き、不透明な社会経済情勢における厳しい財政運営が見込まれる中、特別職には、より効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じ、区民の信頼と信託に応えるべく、その職責を全うしていただくことを期待したい。

## ○東京都北区特別職報酬等審議会条例

昭和三十九年七月一日条例第二〇号

(設置)

**第一条** 北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の附属機関として、東京都北区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(意見の聴取)

**第二条** 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 区長は、少なくとも毎年一回、報酬等の額の適否について審議会の意見を聴かなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について審議会の意見を聴くことができる。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の五に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第百条第十四項に規定する政務活動費の額の適否
- 二 その他区長が審議会の意見を求めることが必要と認めること。

(組織)

**第三条** 審議会は、学識経験を有する者、東京都北区の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから区長が委嘱する委員十二人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

**第四条** 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の選任・権限)

**第五条** 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

**第六条** 審議会は、区長が招集する。

(定足数)

**第七条** 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

**第八条** 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

**第九条** この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

## ○東京都北区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成三年一二月一三日条例第三七号

(通則)

**第一条** 東京都北区選挙管理委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

(報酬の額)

**第二条** 委員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

**第三条** 報酬は、それぞれ次の方法によつて支給する。

一 日額をもつて定められた報酬は、その者が会議への出席その他職務に従事した当日分を支給する。

二 月額をもつて定められた報酬は、その者が委員となつた日の属する月分からその職を離れた日の属する月分までを支給する。

2 前項第二号の規定にかかわらず、その者が月の中途において委員となつたとき又はその職を離れたときの当月分の報酬は、在職日数に応じて支給する。別表に掲げる職務の間に異動があつた場合も同様とする。

3 第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、その者が傷病等により月の全て又はその大部分の日においてその職責を果たすことができないと認められるときは、当月分の報酬の全部又は一部を支給しないことができる。

(報酬の支給期日)

**第四条** 報酬は、それぞれ次に定める期日に支給する。

一 日額をもつて定められた報酬は、月の初日からその月の末日までの間における会議への出席その他職務に従事した日数により計算したその月分の総額を翌月十日までに支給する。

二 月額をもつて定められた報酬は、毎月分をその月の末日までに支給する。

(費用弁償)

**第五条** 委員が公務のため旅行したときは、順路により費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料の九種とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、委員が会議への出席その他公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき二、〇〇〇円を支給する。ただし、公用車を利用したと

きは、支給しない。

- 4 費用弁償の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第九号）の適用を受ける職員の例による。

別表（第二条及び第五条関係）

職務	報酬の額	費用弁償の額
委員長	月額 二九四、〇〇〇円	東京都北区長等の給料等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十三号）中副区長相当額
職務代理者	月額 二四五、〇〇〇円	
委員	月額 二四五、〇〇〇円	
補充員	日額 九、四〇〇円	

## ○東京都北区長等の退職手当に関する条例

平成一〇年三月三〇日条例第一号

(目的)

**第一条** この条例は、区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員（以下「区長等」という。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

**第二条** 退職手当は、区長等が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。区長等が任期満了により退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び区長等となつたときもまた同様とする。

(普通退職の場合の退職手当の額)

**第三条** 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

区長	勤続期間一年につき	百分の五百
副区長	勤続期間一年につき	百分の四百
教育長	勤続期間一年につき	百分の三百
常勤の監査委員	勤続期間一年につき	百分の二百四十

(傷い、疾病、死亡等による退職の場合の退職手当の額)

**第四条** 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の八に定める程度の傷い、疾病によりその職に堪えず退職した者、死亡により退職した者及び非違によることなく勸奨を受けて（非違によることなく、区長については地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十八条の規定に該当した場合及び副区長については同法第六十三条ただし書の規定に該当した場合を含む。）退職した者に対する退職手当の額は、前条の規定により計算した額に、百分の百五十を乗じて得た額とする。

(整理退職の場合の退職手当)

**第五条** 法令又は条例等の改廃により、その意に反し退職した者に対する退職手当の額は、第三条の規定により計算した額に百分の百八十を乗じて得た額とする。

(非違により勸奨を受けて退職した者に対する退職手当)

**第六条** 区長等が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、第三条の規定により計算した額に百分の五十を乗じて得た額をもつてその者の退職手当の額とする。

(国家公務員から引き続いて副区長に選任された者に係る退職手当の特例)

**第七条** 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規

定する職員をいう。以下同じ。)を退職した者(当該退職により同法の規定による退職手当の支給を受ける者を除く。)で当該退職の日又はその翌日に副区長に選任されたもの(以後引き続いて副区長に選任された場合を含む。)については、その者の同法に規定する国家公務員としての勤続期間は、副区長としての勤続期間に通算する。

2 前項に規定する者の退職手当の額は、第三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 副区長に選任された日から退職した日(副区長から引き続いて副区長に選任された場合は、副区長としての最終の退職の日。以下この号において同じ。)までの勤続期間及び退職した日におけるその者の副区長としての給料月額を基礎として、第三条から前条までの規定の例により計算した額

二 前項の規定により副区長としての勤続期間に通算される国家公務員としての勤続期間及び副区長に選任される直前の国家公務員を退職した日に受けていたその者の俸給月額(当該俸給月額に改定があつた場合は、副区長としての最終の退職の日における改定後の俸給月額)に相当する額を基礎として、職員の退職手当に関する条例(昭和五十年三月東京都北区条例第十号)の規定の例により計算した額

3 第一項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び副区長に選任されたときは、引き続いて在職したものとみなし、第二条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

4 第一項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び国家公務員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(その他)

**第八条** 第二条の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、勤続期間の計算、退職手当の支給の制限、刑事事件に関し退職した場合等における退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め並びに退職手当の返納その他退職手当の支給に関しては、一般職の職員の退職手当について定められているものの例による。

## ○東京都北区長の退職手当の特例に関する条例

令和五年六月三〇日条例第二三号

## 東京都北区長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に区長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、東京都北区長等の退職手当に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第一号）第二条の規定にかかわらず、これを支給しない。